

第一号議案

令和4年度和人会事業計画（案）

施設目標

ご利用者及びご家族の希望を最大限尊重し、一人ひとりに適したサービスを提供することにより、全ての方々にご満足いただける日常生活の支援に努める。

長期入所稼働率 98.12% 延べ利用者数 27,215人（27,084人）

短期入所稼働率 92.46% 延べ利用者数 5,400人（5,400人）

通所介護稼働率 87.5% 延べ利用者数 9,503人（9,500人）

を目標とする。（）内は令和3年度の見込み

介護老人福祉施設

1. 基本方針

令和3年度よりトリアスでも、L I F E(科学的介護情報システム)の運用が始まった。これは国へ横断的に各種サービスの情報提出が求められ、フィードバック情報を基に各計画書等に反映させ、ご利用者の自立支援に繋がるようケアしていくものです。多職種で連携し利用者の自立支援を行える体制を構築していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の感染リスクはまだまだ予断を許さない状況であるが、トリアスで生活を送られているご利用者、またはそのご家族が安心していただけるように引き続き、感染予防対策の徹底とwithコロナでの介護施設従事者としての実践力を高めていきます。

快適な生活環境の整備とともにICT化を進め業務の効率化、スムーズな情報の共有・連携、データの活用による介護ケアの質の向上を目指していきます。

以上の基本方針について①から④について重点的に取り組んでいきます。

- ① 令和3年度報酬改定において介護サービスの質の評価と科学的介護の情報の収集とデータの活用の推進が求められている。今回の改定で取得している加算を定着させ、新たな加算取得へも着手していきます。
- ② コロナ感染症等の緊急事態が発生した場合に施設の損害を最小限に抑えられるBCP（事業継続計画、感染症対策作成済、災害時対応については令和6年度作成予定）を基本に、事業継続が可能とできるように委員会や会議を通じて計画の見直しや机上訓練を行ないます。

また、コロナ感染拡大防止対策にてパーテーション、ガラス越し面会、オンライン面会を積極的に行なっている。引き続き施設内に感染源を持ち込まないようにご利用者やご家族、職員の健康チェック、委託業者への対応等の取り組み並びに基本的なマスクの着用、手洗い、3密回避を徹底していきます。

- ③ 新たな空調システムの温度管理、メンテナンスを密に行い消費電力の削減とともにご利用者が居心地のよい環境で過ごせるように整理・整頓・清掃・清潔を基本に温度や湿度、空気の流れ【換気】にも留意していきます。

- ④ パソコンと連動したネットワークカメラ（スマカメ）を活用し夜間の利用者の状態観察（暗視）や事故発生時の状況について録画機能を検証する事で再発防止に役立てている。今後は設置場所の拡大と安定したネットワークが継続できるようにICT委員会を中心に検討を進めていく。

口頭でのコミュニケーションに合わせ現在使用中のビジネスチャットツール（ラインワークス）にて、個人や組織の予定管理を定着させ、職員間の共有やコミュニケーションを広げていきます。

2 看取り介護

施設入所契約時、ターミナル期にはいったと思われる時点で最期の迎え方についてご利用者及びご家族の意向を再度確認し、希望に添った施設看取り介護を、実施していきます。

年間20名以上の方が看取りとなる状況である為、職員も振り返りや反省をしつつ、研修も行うことにより不安なく看取り介護が行えるようにしていきます。

引き続き、面会制限のあるなかでの看取りの実施は、難しいが、ご家族の協力を得て満足できる看取りを実践していきます。

3 感染症予防と健康管理

日常の健康管理を行い、健康診断の結果を把握し、定期的にフォローをしていき、異常の早期発見、対応に努める。

感染対策委員会が中心となり、施設内においては勉強会を実施し、全職員が感染対策を徹底できるようにしていく。（ゾーニングのシミュレーション、ガウンテクニック、スタンダードプリコーションの徹底）

感染症が疑われる場合には、マニュアルに沿った対応を行い、感染拡大を防いでいきます。

マニュアルも、必要時改訂を行いわかりやすいものにしていく。新型コロナウイルス感染症対策としては、ひきつづき、職員の健康管理、マスクの着用、手指消毒の徹底を実施し利用者の安全を確保していく。感染症が疑われる場合には、マニュアルに沿った対応を行いすみやかに対応が出来るようにして感染拡大を防ぎます。

職員の健康管理については、衛生管理者のもと、職員の健康管理に努め、職場環境の改善を進め、働きやすい職場作りを行っていきます。

入所者の健康管理

医師による診察が次のように行われている。

今井 大助院長 整形外科 毎週木曜日 AM 往診、今井理事長 不定期

奈須 一医師 内科 毎週木曜日 PM 往診

松下 裕医師 精神科 毎月第2、第4金曜日 PM 往診

4. 身体拘束しないケアと事故防止への取り組み

身体拘束に対する考え方は、人それぞれがもつ意識の問題とも言えます。身体拘束によってもたらされる弊害を全員で認識し、身体拘束を廃止するためにはどのようにすれば良いのか、職員間で議論を重ね、問題意識を共有し、身体拘束しないケアを目指します。

身体拘束をしないケアを目指す為にも事故防止の観点から安全なケアを提供するという事が大切になってきます。

日々発生しているヒヤリハットを検証し、大きな事故を未然に防ぐ体制や、施設内の環境（ICT、センサー機器）を整備し、事故が起きにくい環境にしていきます。また、今年度から日中の人員を多く配置しているので、見守りを強化し、安全なケアを提供していきます。

5. 人材育成

介護の専門的技術・知識の向上を図る為、介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得の推進や教育委員会を中心とした施設内研修の充実を図る。また、オンライン・動画研修（メディパスイアカデミーも含め）等も活用し、知識・技術の定着を高めていきます。

なお、新規入職者を対象とした教育の仕組みづくりや必要な研修体系も進めていき、i 職員の確保、ii 育成、iii 定着などの取り組みも組織的に図っていきます。

6. 令和4年度年間行事・レクリエーション計画

	行事	地域協力機関	レクリエーション
4月			買い物・花見
5月			バラ園
6月			動物園
7月	納涼会		七夕飾りつけ
8月			流しそうめん
9月	敬老会	玉諸保育所	お茶会
10月	運動会	友愛保育園	お茶会
11月			紅葉狩り
12月	忘年会・餅つき	甲府みなみ幼稚園	年賀状作成
1月			おとその会・書初め
2月			節分
3月			雛飾り・イチゴ狩り

コロナウィルス感染症の対応策等を勘案しながら、行事の開催を検討しています。令和3年度は地域協力機関に依頼をせず、トリアスの職員だけで開催しています。

令和3年度は施設内の飾りつけを行い、四季折々にあった飾りつけを行い、外出できないご利用者様に季節感を味わってもらえるように工夫しました。

7. 食事サービス

- ・食中毒防止のため大量調理マニュアルにそって安全・安心な食事を提供するとともに、看取り介護を見据え、ご利用者の体調や好みに合わせた要望にきめ細かな食事提供を行えるよう、委託給食会社の栄養士・調理師を中心として安定した厨房運営ができるように体制を整えます。

- ・コロナ禍でも一部対面での行事食実施が可能か検討し、感染状況を勘案した上で、可能であれば感染対策を講じて実施に向けていきます。

- ・地域包括支援センターと連携し、機会あるごとに介護保険支援事業や家族介護教室・介護予防講座等での栄養指導に参画します。

- ・災害・非常時にも利用者が安心して過ごすことができるよう、福祉避難所も想定した非常食の備蓄・食事関連備品等の整備に努めます。

食中毒 0件

常食 200人分を5日間(15食分)備蓄

介護保険支援事業・家族介護教室等 年1回

8. ボランティア活動の推進

コロナウィルス感染症対応の為、ボランティア活動も自粛や延期が続いている。感染症対策の動向なども踏まえ地域のイベント、清掃活動等の奉仕活動に安全に参加できるように検討していきます。

認知症予防の為の、オレンジカフェの開催も、感染症の状況を踏まえて検討していきます。

職員ボランティアの年間計画

	活動計画	実地計画
4月	未定 玉諸神社清掃 朝7時～	11日トリアス前 歩道清掃
5月		9日 //
6月		13日 //
7月	未定 玉諸地区納涼盆踊り練習	11日 //
8月	未定 玉諸地区納涼会参加	15日 //
9月		12日 //
10月	玉諸地区体育祭参加	11日 //
11月	未定 濁川清掃 朝9時～	14日 //
12月	未定 玉諸公園清掃 朝9時～	12日 //
1月		10日 //
2月		14日 //
3月		13日 //

9. その他

施設開設から23年余経過し、備品の老朽化も進み、不具合も出ている事もあるので、今後は必要な物品を精査し、ご利用様が暮らしやすい環境、職員が働きやすい環境を計画的に整えていきます。

デイサービス事業計画

1. 利用者数の確保、サービスの質の向上、職員の勤務環境の改善

居宅や地域包括支援センターと連携をとり、難しい対応を必要とする利用者様にも、きめ細かいサービスを提供していく事で、地域に貢献していきたい。

月初めの実績報告は、顔が見える関係強化を意識して、コロナ感染予防対策を念頭に置いて連絡・報告を密にして、信頼関係を築く。

利用者様、ご家族、ケアマネから信頼して頂けるデイサービスを目指し、一日平均利用者数(月～金)、30名を目標とする。職員の人員確保が難しい土曜日、日曜日は利用者数25名を目標とし、年間9,503名を目指して、追加の利用やサービス提供時間外の延長利用など、個別のニーズに柔軟に対応し、利用者様の満足度を上げていきます。

レクリエーションについては、密を避け、コロナ感染予防に努めながら、利用者様に喜んで頂けるものを、工夫しながら提供していきます。

2. コロナ感染予防とご家族への注意喚起強化

手指消毒、マスク着用の徹底、検温、spo2の測定、換気はもちろんのこと、通知文や毎月発行しているデイ通信などで、利用者様だけでなくご家族にもコロナ感染予防を注意喚起していきます。

職員の健康チェック(体温表へ記入)を行い、全員で意識して取り組んでいきます。

3. 在宅生活継続のための支援を強化

在宅生活継続の為に、利用者様の自立の維持、改善に努め活動性を上げて意欲や活力を取り戻すことができるよう支援していく。ご家族に対しては、在宅生活を続けられるよう家族介護の負担軽減を図っていきます。

4. 科学的介護推進体制加算に向けて

利用者様の基本的な情報を入力し、厚生労働省に提出する。厚生労働省から送られてくるフィードバックを基に、通所計画を変更し、利用者が可能な限りご自身の力で生活していけるように支援していきます。

令和4年度 事業計画 <甲府市南東地域包括支援センター>

～計画方針～

1. 自分らしく暮らし続けられる健康づくりの推進
2. 地域の協働による暮らしの支え合いを充実する
3. 住み慣れた地域で安心して介護と医療を受けられる環境をつくる
(高齢者いきいき甲府プラン 第7次：令和3年度～令和5年度)

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることが出来るまちの実現
=地域包括ケアシステムの推進

包括の最大のミッションである上記の概念“地域包括ケアシステムの推進”に向け、地域包括支援センターを中心とした地域との連携体制の構築や社会資源の創出・地域ケア会議の活用による他職種連携の推進を含めた下図の事業を展開する。

それらの事業を行なうにあたり、法人本部と連携し甲府市南東包括支援センターとして働きやすい環境整備・職員定着の推進、新型コロナウイルス流行渦に対応し勤務体制などを引続き整備し、安定した事業継続を図る。加えて環境問題への対応として節電などに取り組み CO2 削減に努める。

【事業内容】

①地域包括ケア体制の 深化・推進	地区組織や第2層協議体の会議等への積極的な参加やケアマネジャー、生活支援コーディネーターその他あらゆる資源との連携を図り、地域課題の把握や解決に必要な社会資源の掘り起こしや創出に取り組む。
②介護予防ケアマネジメント業務	元気アップチェックにより把握された生活機能低下のある方の高齢者への訪問・いきいきサロンなどでの健康講話などを通し、住民の健康や生活機能の維持向上に取り組む。
③総合相談支援業務	年度初めに総合相談分析・地域課題把握を行い、地区組織の会合や機関紙への掲載等を通し地域へのフィードバックに取り組む。3職種で連携し専門性を活かして相談業務にあたる。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務	ケアマネ交流会や一人居宅交流会の開催。“共に考える”というスタンスで地域のケアマネジャーの支援に取り組む。 ケアマネジメント支援の入力・分析などに取り組む。
⑤権利擁護業務	地域のケアマネジャーや司法職、関係機関と連携し高齢者虐待・消費者被害の予防及び対応、判断力を欠く状況にある人への支援を行なう。
⑥認知症施策推進事業・認知症高齢者見守り事業	認知症サポーター養成講座等の開催を行ない、認知症になっても住みやすい地域づくりに取り組む。
⑦家族介護支援事業	家族介護教室の開催。(令和4年7月予定) 仕事と介護の両立、介護離職防止の観点を含めた相談支援を行なう。
⑧生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターとの連携及び第2層協議体への積極的な参加を行なう。
⑨地域包括支援センターの機能や役割の周知	機関紙の発行やサロン等での講話、ホームページの活用などを通し機能・役割の周知を図る。
⑩地域密着型サービス事業への支援業務	事業所が地域と連携をし、サービスの質の確保・地域に密着し開かれたサービス事業所となるよう支援する。

居宅介護支援事業所 事業計画

1. 在宅生活継続への支援

利用者の心身状況や、その置かれている環境に応じて適切なサービスが総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。

円滑にサービス提供するために地域包括支援センターや法人内および、今井グループ内の各サービス事業者との連携を強化していく。また、インフォーマルな社会資源の活用もしていきます。

2. 関係機関との連携と多職種協働

その人らしい生活を実現するため、地域の関連機関と連携を図り多様なニーズに対応できるようチームアプローチをします。

また、看取り期になっても医療との連携や看護サービスの活用等により、利用者の意思や家族の思いに沿った看取りへの支援をします。

3. 利用者の尊厳を守る

居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、適切なサービスが提供されるよう支援する。

また虐待防止や認知症高齢者の権利擁護については地域包括支援センターと連携していきます。

4. 専門職として自己研鑽に努める

相談援助職としての専門性を向上させ、利用者に還元するため、計画的に研修を実施する。オンライン等の研修にも積極的に参加をしていきます。

また、地域の他事業所と連携し合同で研修会や事例検討会を行い、地域課題を見出し取り組みます。

5. 感染対策への取り組み

新型コロナウイルスの感染が拡大しても、利用者と家族が安心・安全に在宅生活が継続できるよう適切なサービスが提供されるようにする。

また感染対策委員会や研修への参加をし、感染予防への意識を高め、自己の健康管理を徹底して業務に支障をきたさないようにします。

会議、委員会関係

1. 会議

①理事会・評議員会

トリアスの運営方針に基づき、施設運営が適正に行われているか確認し、また事業計画、予算、決算等寄付行為に定める事項を審議し、議決、又は承認する。

②運営会議

【目的】

施設の各種業務が、施設の理念に基づいたあるべき姿に向かいつつ推進できるよう、月1回、代表職員による協議・検討の場として運営会議を開催する。

(毎月第2火曜日開催；施設長、副施設長、事務次長、顧問、介護主任統括リーダー、2階リーダー、3階リーダー、デイサービスリーダー、事務リーダー、管理栄養士、生活相談員)

③リーダー会議

【目的】

多職種との情報の共有や意見交換を行い、相互に質的業務を担保するため開催する。

(毎月第4水曜日開催；施設長、副施設長、事務次長、各リーダーにより構成)

④定例会

【目的】

各会議・委員会の内容を伝達する。チーム毎の課題について、検討する。

(毎月流動的に開催；各部署、各チームの職員)

2. 各種委員会活動

①教育委員会（毎月第2火曜日）

人間性を養い知識と技術の向上を図り、質の高いケアが実践できる職員の資質向上を目指す。

- i、施設内研修：新採用オリエンテーション、新人教育担当者及びリーダー等によるプリセプター集会、事例研究発表会、ケーススタディ等
- ii、施設外研修：参加の啓発、伝達講習の実地
- iii、各種資格取得：キャリアアップの啓発（介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士等）等

②感染症対策委員会（毎月第1火曜日）

感染症に対して抵抗力が弱い高齢者が集団生活する施設である事を踏まえ、感染症の予防体制の整備や、発生時の迅速で適切な対応を図るため委員会を構成し、平常時から実践できるよう対応策を推進する。

教育委員会と協働による研修会の開催、吐物処理等の実習を伴う研修、現場への事前予告なしの審査実施。

必要な時は臨時会議を行い、感染症などの対策の協議を行う。

③食事サービス委員会（毎月第1火曜日）

施設のご利用者に、安全で美味しい食事が提供できるように、各部門から出される改善点等の意見交換を通して、日々の食事に反映させ、食事サービスの向上に努める。

④事故防止委員会（毎月第1金曜日）

施設サービスの提供にあたり、事故がなく、利用者が安全・安心に施設での生活を送ることが出来るように、調査研究を行う。

- i、ヒヤリ・ハット集計結果の分析、検討
- ii、KYT等学習会
- iii、事故防止に関する施設内事故の分析・対応（投薬ミス等）

⑤身体拘束委員会（毎月第4金曜日）

身体拘束を行わないことを基本に位置付けた施設サービスを提供する為、その推進を行う。

- i、身体拘束11項目及びスピーチロック廃止のためのとりくみ
- ii、高齢者権利擁護の検討と実践
- iii、施設外学習への参加 等

⑥広報委員会（毎月第4金曜日）

施設での日常を、御家族や関係機関等にご紹介する事により、施設での生活についてご理解頂くとともに、ご要望等もお寄せいただけるよう施設

の情報を発信している。

- i、「トリアスだより」発行：年4回
- ii、全国老人福祉施設協議会実地の「ふれあい写真コンテスト」への参加
- iii、ホームページの更新に関する事

⑦レクリエーション委員会（毎月第3金曜日）

レクリエーション活動の提供を通して、利用者の日常生活の充実を目指す。

- i、室内レクリエーションの充実（お誕生会）
- ii、外出（バスハイク）
- iii、施設内の飾りつけに関する事

⑧衛生委員会（毎月第1火曜日）

労働安全衛生法第18条の規定に基づき、トリアス衛生委員会を設置し、職員の健康管理の適正及び災害防止、並びに職場環境の改善を図る。

- i、職員健康診査の実施状況、職場環境改善等について話し合う
- ii、健康検査の結果を元に個別相談を行い、精密検査の実子、生活改善に取り組む《衛生管理者：保坂 衣里 看護師》

⑨ICT化推進委員会（適宜開催）

令和2年度より、施設のICT化推進を目的とし、新たに新設された。

ICT化による職員の負担軽減を図ることを目的とし、情報の共有化、効率化及び活用、安全面の強化・推進するために必要な提案を行う。

- i、ネットワークカメラなど電子機器の設置・活用に関する事
- ii、介護ロボットなどの導入に関する事
- iii、ペーパーレス化に関する事
- iv、パソコン、タブレット、無線通信機器等、施設内のシステムに関する事

3. 老施協研究総会

山梨県内の150の事業所が加盟している山梨県老施協の研究発表会が年に1度開催される。トリアスで日ごろ実践しているケア事例を、毎年3チーム作成し、トリアス内で発表を行い、選ばれた1件を発表している。

令和3年度はZoomを使用し、発表を行った。

4. 学生実習等

介護老人福祉施設での介護、看護を学ぶ学生等のため、以下のような機関や個人の実習を受け入れる。

①大学・専門学校関係

山梨大学、山梨学院大学、山梨学院短期大学、甲府看護専門学校

②高等学校・中学校

甲斐清和高校福祉科、県立かえで支援学校

令和2年度に引き続き、コロナ禍のため受け入れていない。

5. 傾聴ボランティア

平成23年度から、ご利用者の心豊かな日常の確保を考えて、地元の皆様のご協力のもと、傾聴ボランティア活動を開始した。しかしながら令和2年度に引き続きコロナ禍の為、中断をしている。